

果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱

〔 50農蚕第7234号
昭和50年11月15日
農林事務次官依命通知 〕

第1 果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金の交付については、果樹農業好循環形成総合対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

第2 本補助金は、気候変動や隔年結果による作柄・品質の変動が大きく、需給の不均衡を生じやすい果樹について、果実及び果実製品の需給安定、果樹農業の経営安定、果実の需要拡大等を図る取組に対して支援することを目的とする。

第3 農林水産大臣は、実施要綱第1に定める指定法人及び公募選定者（以下「補助事業者等」という。）が行う別表の経費の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第4 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は交付申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第5 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に通知する日までとする。

2 農林水産大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者等に対しその旨を通知するものとする。

第6 補助事業者等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

第7 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 農林水産大臣は前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第8 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第9 補助事業者等は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 補助事業者等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第3号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第10 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第11 指定法人は、補助事業の交付決定に係る年度の11月30日現在において、別記様式第4-1号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の12月20日までに、また、補助事業者等（指定法人を除く。）にあつては、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第4-2号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに、農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める概算払請求書を提出した場合はこれをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、農林水産大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者等に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第12 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者等は補助事業が完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第13 農林水産大臣は、第12第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、補助事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%

ーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 農林水産大臣は、第7第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者等が補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 農林水産大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 農林水産大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規定を準用する。

第15 補助事業者等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者等は、前項の収入及び支出についてその支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第16 交付決定額の下限は、35,000千円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う場合については、この限りでない。

第17 補助事業者等のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第18 補助事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1から第17までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

附 則

- 1 この改正は、平成23年3月29日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。
- 2 平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の別紙中経費の項のIの7及び13の(1)の経費に対する補助金の交付等に係る手続きについては、なお従前の例によることとする。

附 則（平成25年4月1日24生産第3232号）

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成27年4月9日26生産第3444号）

- 1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則（平成28年3月29日27生産第2879号）

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の果実等生産出荷安定対策事業費補助金交付要綱に基づく事業については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成29年3月31日28生産第2213号）

- 1 この改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の果樹農業好循環形成総合対策事業費補助金等交付要綱に基づく事業については、なお、従前の例によることとする。

附 則（平成30年3月30日29生産第2182号）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第3、第8関係）

事業	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
果樹農業好循環形成総合対策事業	<p>I 中央果実協会が、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等対策事業</p> <p>果実計画生産確認事業については、指定果実（うんしゅうみかん及びりんご）の計画的生産出荷の促進に充てるための交付準備金を造成する場合において、その2分の1以内を補助するのに要する経費</p> <p>緊急需給調整特別対策事業については、指定果実（うんしゅうみかん及びりんご）の一時的な出荷の集中により価格が低下した場合等に生食用果実を加工原料用に仕向ける場合において、その2分の1を補助するのに要する経費</p> <p>果汁特別調整保管等対策事業については、指定果実（うんしゅうみかん及びりんご）について、実施要綱第2の4の（2）のイにより指針が策定された場合又は災害等により傷果等により生食用に適さない果実が大量に発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う場合において、その2分の1以内を補助するのに要する経費</p> <p>自然災害被害果実加工利用促進等対策事業については、自然災害等により傷果等が大量に発生した場合の被害果実の利用促進等を行うのに要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる1から6までの経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>事業の中止</p>
	<p>2 果実加工需要対応産地強化事業</p> <p>加工原料用果実の安定供給化等を図るために要する経費</p>	<p>定額</p>		

<p>3 果実輸出支援強化事業</p> <p>海外への果実の海上輸送体制を確立するため、リーファーコンテナ等の効率的な活用や長時間輸送を可能とする鮮度保持技術・損傷防止資材の開発・実証を行うのに要する経費</p>	<p>定額</p>		
<p>4 パインアップル構造改革特別対策事業</p> <p>パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため、優良種苗の供給、栽培管理方法の改善等を行うのに要する経費</p>	<p>定額</p>		
<p>5 指定法人等事務管理経費</p> <p>県基金協会及び中央果実協会が本対策の推進に要する経費（県基金協会にあっては別表2、中央果実協会にあっては別表3に掲げるものに限る。）</p>	<p>定額</p>		
<p>6 特認事業</p> <p>実施要綱第6により生産局長が定める事業を行うのに要する経費</p>	<p>定額</p>		
<p>II 補助事業者が、次に掲げる事業に要する経費</p> <p>1 果樹経営支援等対策事業（果樹対策推進事務費を除く。）</p> <p>果樹経営支援対策事業については、優良な品目・品種への転換、小規模園地整備等を行う事業に対して補助するのに要する経費</p> <p>果樹未収益期間支援事業については、優良な品目又は品種への改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を補助するのに要する経費</p> <p>果樹生産性向上モデル確立推進事業については、ICTの活用による省力化的な圃場管理技術や省力栽培技術の導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のため</p>	<p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の中止 2 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 3 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

	<p>の実証に対して補助するのに要する経費</p> <p>果樹農業調査研究等事業については、事業実施主体が果樹農業に関する情報の収集・提供等を行うのに要する経費</p> <p>2 果樹対策推進事務費</p> <p>事業実施主体が本対策の推進上必要な取組について補助するのに要する経費は別表4に掲げるものに限る。</p>	定額		
--	---	----	--	--

別表2

区 分	内 容
1 謝金	県基金協会職員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	県基金協会職員旅費及び外部専門家等旅費
3 事務費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	県基金協会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議の出席、補助金の交付要件確認、産地協議会に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

別表3

区 分	内 容
1 謝金	中央果実協会職員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	中央果実協会職員旅費及び外部専門家等旅費
3 事務費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、租税公課、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金（業務手当を含む。）、保険料、器具機械等の修繕料

4 委託費	中央果実協会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費
-------	--

注：区分の1については、会議の出席、補助金の交付要件確認、県基金協会等に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

別表 4

区 分	内 容
1 謝金	専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	出席旅費、指導・調査旅費及び連絡旅費（委員等に係る旅費も含む。）
3 事務費等	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雑役務費、消耗品費（燃料費を含む（自動車燃料に限る。）。）、借料及び損料、備品費（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	補助事業者が行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議の出席、補助金の交付要件の確認、県基金協会等に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

別記様式第1号（第4関係）

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者の役職及び氏名 ㊟

平成 年度において、下記のとおり果樹農業好循環形成総合対策事業を実施したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱第4の規定に基づき、金 円を交付されたく申請する。

記

- 1 事業の目的、内容及び計画
- 2 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する(又は 要した)経費 A + B	負 担 区 分		備 考
		国 (本年度国庫補助金) (A)	自己負担 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
計				

- ※1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載すること。
 2 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

- 3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

4 収支予算（又は収支精算額）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他（自己負担金）	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
○○○○ ○○○○ ○○○○	円	円	円	円	
計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載すること。

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 業務方法書及び業務方法書実施細則
- (3) 交付の申請を行う業務実施年度の事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算書

別記様式第2号（第7関係）

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金変更等（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 ⑩

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった果樹農業好循環形成総合対策事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱第7の規定に基づき申請する。

記

- （注）
1. 記載要領は、別記様式第1号の様式によるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的及び内容」を「変更の理由」と書き換えて、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とが容易に比較対照できるように変更部分を二段書き（変更前を上段に括弧書）すること。
 2. 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
 3. 補助金の額が増加する場合は、件名の「変更等承認申請書」を「変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱第7の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
 4. 補助事業を中止（廃止）しようとする場合にあつては、「補助金変更承認申請書」を「補助金中止（廃止）承認申請書」に、「変更」を「中止（廃止）」に置き換えること。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1. 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2. この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3. 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であった、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第4-1号(第11関係)別表の経費の欄のIの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
公益財団法人 中央果実協会
理 事 長 氏 名 ㊟

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった果樹農業好循環形成総合対策事業について、その遂行状況を、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(1) 経費の支出状況

区 分	総事業費	11月30日現在完了分			12月1日以降 の実施見込分		備考
		事業開始 年 月 日	支出済額	進ちょく 率	支 出 見 込 額	事業完了予定 年 月 日	
	円		円	%	円		

(注)「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 経費の配分」に記載された事項について記載すること。

(2) 事業遂行状況

11月30日までに実施した事業内容、経過及び12月1日以降の見通しについて記載すること。

別記様式第4-2号（第11関係）別表の経費の欄のⅡの場合

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団 体 名
代表者の役職及び氏名 ㊞

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱第11の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年 月 日	
	円	円	%	円		

- (注) 1. 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「2 経費の配分」に記載された事項について記載すること。
2. 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第5号（第12第1項関係）

平成 年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者の役職及び氏名 ㊟

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった果樹農業好循環形成総合対策事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱第12第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
 - (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号の記の4の(2)備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

平成〇〇年度果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所
団体名
代表者の役職及び氏名 ㊞

平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金について、果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |
- (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
 - ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]
(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡

易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)

・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

平成 年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
-----		千円
合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
-----		千円
合 計		千円
7. その他		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

- (注) 1. 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
2. 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容及び支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。
- < 「(2) (1) 以外の支出」の具体例 >
- 旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
3. 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
4. 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
5. 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。